

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第2号

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年埼玉県公安委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条及び埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年埼玉県条例第11号。以下「情報通信技術活用条例」という。）第10条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）及び情報通信技術活用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 埼玉県公安委員会、埼玉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 法令等 法令及び条例等をいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名及び地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名をいう。

(4) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(5) 申請等 情報通信技術活用法第3条第8号及び情報通信技術活用条例第2条第8号に規定する申請等をいう。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

第3条 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他警察本部長が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 前項に規定する者は、警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令等の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

5 法令等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術活用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用した処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、公安委員会等の定めるところにより、公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 公安委員会等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて記録しなければならない。ただし、県の機関等に対して処分通知等を行う場合において、公安委員会等の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3 情報通信技術活用法第7条第4項又は情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第8条第1項又は情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により書面等に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して縦覧等に供する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項又は情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調整する方法により行うものとする。

2 情報通信技術活用法第9条第3項又は情報通信技術活用条例第6条第3項に規定する氏名

又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること又は公安委員会等の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(署名等に代わる措置)

第7条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術活用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第3条第4項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置とする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第8条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

附 則

この規則は、令和6年2月20日から施行する。